

千葉県生活困窮者等支援会議設置及び運営等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、法第3条第1項に規定する生活困窮者又は生活困窮の端緒が伺われる者等（以下「生活困窮者等」という。）に対する適切な支援を図るため、千葉県生活困窮者等支援会議（以下「支援会議」という。）の設置及び運営等について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 支援会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 生活困窮者等が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討
- (3) その他支援会議の設置目的を達成するために必要と認められる事項

(組織)

第3条 支援会議は、別表に掲げる関係機関に属する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(会長)

第4条 支援会議には、会長を置き、保護課長をもって充てる。

- 2 会長は、支援会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたとき等は、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(支援会議の開催)

第5条 構成員は、必要があると認めるときは、会長に対し支援会議の開催を要請することができる。

- 2 会長は、前項に基づく要請を受けたときは、支援会議の開催を決定する。ただし、支援会議の開催を決定することが適当でないと認める理由があるときは、会長は、支援会議を不開催とすることができる。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その職権において支援会議の開催を決定することができる。

(会議の公開)

第6条 第5条の規定に基づく会議及び当該会議の資料等は、非公開とする。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、支援会議の開催にあたり、第2条の各号に定める事項を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、生活困窮者等に関する資料又は情報の提供、意見の開陳又はその他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 構成員及び支援会議の事務に従事する者は、正当な理由なく、当該支援会議に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、構成員を退いた者及び支援会議の事務に従事していた者についても同様とする。

(庶務)

第9条 支援会議の庶務は、保護課が処理する。

2 前項について、会長は構成員の中から保護課を補佐するものを指名することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援会議の設置及び運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	保護課長
関係機関	保護課
	自立相談支援機関（千葉市生活自立・仕事相談センター）
	生活困窮者就労準備支援事業受託事業者
	家計改善支援事業受託事業者
	子どもの学習・生活支援事業受託事業者
	千葉市福祉まるごと支援センター
	千葉市あんしんケアセンター
	千葉市障害者基幹相談支援センター
	千葉市ひきこもり地域支援センター
	すまいサポートちば
	その他会長が必要と認める関係機関